

容器包装リサイクル法見直しに関する 私たちの意見を聞いてください

第3回テーマ

望ましい容器包装リサイクル制度とは何でしょうか。

**今、まとめられようとしている
制度変更には、
消費者や社会の利益にならないので
反対します。**

CONTENTS

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 消費者・社会にとって望ましい容器包装リサイクル制度とは | 2 |
| 2. 今、まとめられようとしている制度変更の内容 | 2 |
| 3. その結果、起こる事態 | 3 |
| (1) 消費者は「明細書」のない費用を支払うこととなります。 | |
| (2) 負担の付け替えで市町村の「ムダ」はなくなりません。 | |
| (3) 環境負荷も低減されません。 | |
| 4. 環境負荷の少ない効率的な循環型社会は、現行法の中で達成可能 | 4 |
| 5. 私たちの提案 | 5 |
| (1) 現行制度の維持を求めます。 | |
| (2) 事業者は、必要な支援と協力を惜しみません。 | |

1. 消費者・社会にとって望ましい 容器包装リサイクル制度とは



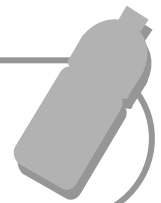
これまで私たちが主張してきたように、消費者・社会にとって望ましい容器包装リサイクル制度は、

環境負荷と社会コストが低減できる制度

であります。

いま、産業構造審議会・中央環境審議会の議論は、制度見直しの間取りまとめに向け、大詰めを迎えています。

2. 今、まとめられようとしている 制度変更の内容



**税金に加えて、消費者（住民）のお金が
事業者経由で市町村に投入されます。**

現在考えられている案では、容器包装リサイクルの市町村負担が巨額（ ）であるため、その一部を事業者に支払わせようとしています。

このお金は、最終的には製品販売価格を通して消費者が負担することになります。

環境省は、市町村負担額を約 3,000 億円と推計していますが、この推計には、最終処分場の延命や焼却ごみの減少など、容り法による費用削減効果（便益）が考慮されていません。

3. その結果、起こる事態



(1) 消費者は「明細書」のない費用を支払うことになります。

現在、市町村が負担している分別収集費用は、環境省調査によっても最大・最小の間に数千倍の開きがあります。このことは、現在の分別収集のやり方にはかなりの非効率（ムダ）が含まれていることを示しています。また、従来からの行きがかり上必ずしも必要

ではない、いわゆる「政策的費用」が含まれている場合もあると思われませんが、その実態について明らかにされていません。

このような現状の下で、この費用の一部を事業者が負担することは、明細書のない費用を実質的に消費者が支払うことになります。

(2) 負担の付け替えで市町村の「ムダ」はなくなりません。

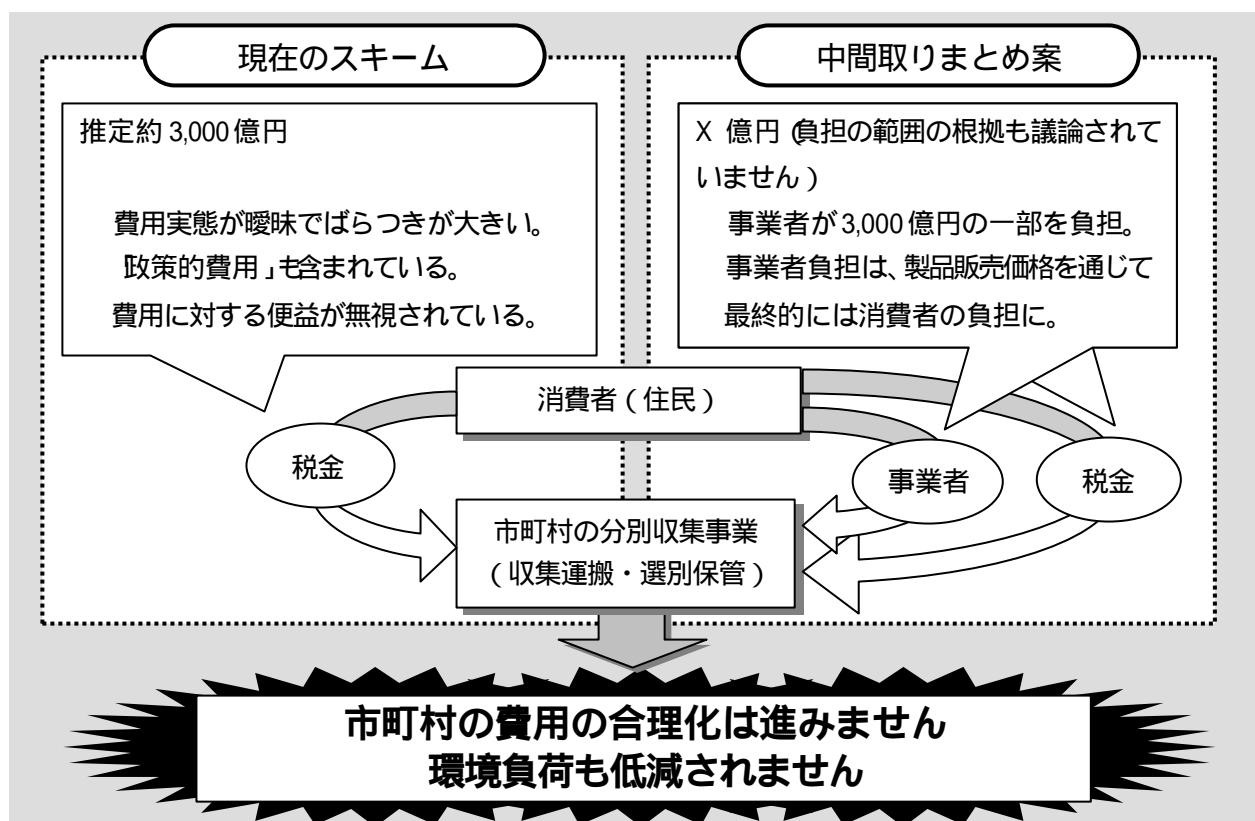
市町村費用の一部をコスト意識の高い事業者が負担すれば、分別収集事業の合理化が進むという意見もありますが、上記のように明細も明らかではないまま、監督権もない事業者（消費者）が費用の一部を負担して

も、合理化につながらないことは明らかです。むしろ、直接の負担が減ることによって、市町村の合理化努力が弱まることも予測され、結局、トータルとしての市町村費用の低減は進まないと思われま

(3) 環境負荷も低減されません。

上に述べたように、市町村の分別収集システムの合理化インセンティブが弱まれば、環

境負荷の低減も進みません。



4. 環境負荷の少ない効率的な循環型社会は、 現行法の中で達成可能



現行法の下でも、各主体がそれぞれの役割を十分に果たしていけば、環境負荷の少ない効率的な循環型社会を追求することができます。

消費者は

商品の選択を通して、容器包装を決めることができます。
住民として、市町村に費用の情報公開と効率化を求めることができます。
正しい分別排出で、資源の品質向上と収集コスト・選別コストの低減ができます。

市町村は

分別収集をより効果的に、品質も高めて実施することができます。
費用の情報をもっと透明化し、効率化を図ることができます。

事業者は

消費者が選択したくなる、環境負荷の少ない容器の開発努力を続けます。
環境の面から、消費者の選択に役立つ情報をより多く提供します。
消費者が、その本来の責任を果たせるよう、市町村と協力し、より多くの情報を伝えます。

5. 私たちの提案



(1) 現行制度の維持を求めます

消費者が費用を負担することが、環境負荷・社会コストの低減につながるかどうかについて、全ての関係者の合意できる検証作業を優先すべきです。現行の制度でも運用上の改善が可能であるにもかかわらず、いま制度を変更することは、市町村の費用負担が大きいという運用上の問題を制度問題にすり替えて性急に結論を急いでいる、と言わざるを得ません。

(2) 事業者は、必要な支援と協力を惜しみません

検証作業には積極的に協力します。そのための第三者機関の設置をあらためて要望します。

その他、市町村・消費者が、現行の容器包装リサイクル法に基づく役割を効果的に果たすために、必要な支援を行っていきます。

関係者の理解と協力の下に、
循環型社会にふさわしい容器包装リサイクル法の
よりよい運用が行われていくことが、
私たちの願いです。

本件に関するお問い合わせ先

PET ボトルリサイクル推進協議会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル2階

TEL. 03-3662-7591 FAX. 03-5623-2885

担当 / 新美 (にいみ)

ホームページ <http://www.petbottle-rec.gr.jp>